



認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センターを利用する方用

保育料無償化のための施設等利用給付認定の御案内

① 幼児教育・保育の無償化について

- (1) 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター（以下「認可外保育施設等」といいます。）の保育料が無償化されるためには、水戸市から「施設等利用給付認定」を受けていただく必要があります。認定を受けるためには、水戸市への申請が必要です。

幼稚園、認定こども園、保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、企業主導型保育事業を利用しているお子さんが、認可外保育施設等を利用した場合、その保育料は無償化の対象外です。ただし、利用する幼稚園や認定こども園で預かり保育が未実施等の場合には、施設等利用給付認定を受けた上で認可外保育施設等の保育料についても無償化の対象となります。教育標準時間の前後に預かり保育を利用している方は、水戸市から「施設等利用給付認定」を受けた場合に、保育料が無償化の対象となります。認定を受けるためには、水戸市への申請が必要です。

- (2) 給食費・教材費・行事費などは無償化の対象外です。

② 施設等利用給付認定について

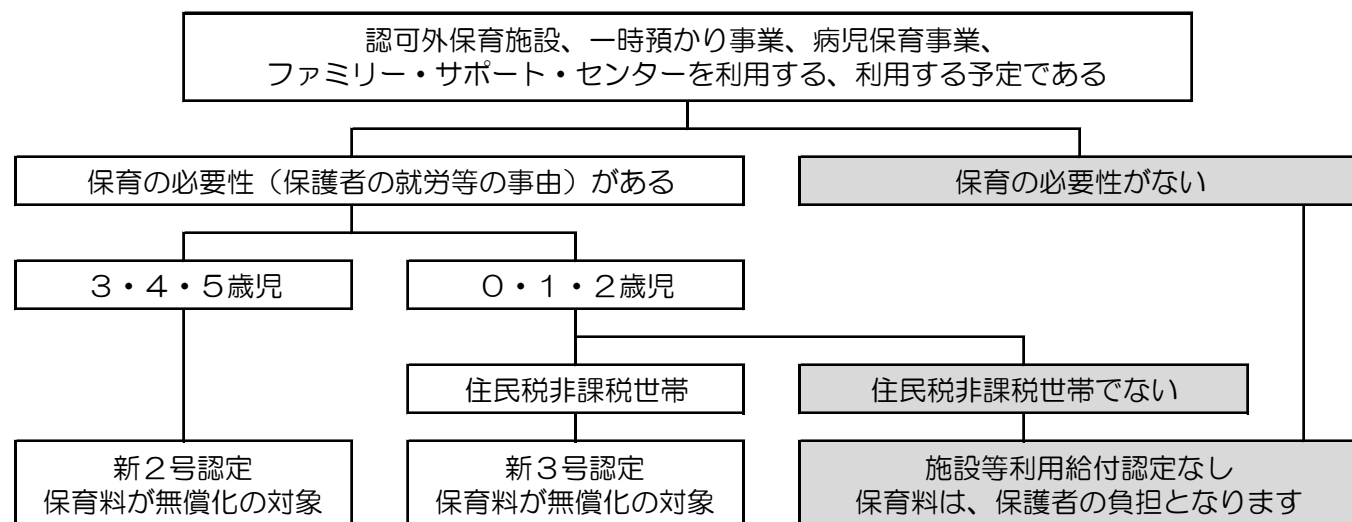
施設等利用給付認定は、認可外保育施設等の保育料が無償化されるために必要な「保育の必要性の認定」であり、新1号・新2号・新3号認定の3区分に分かれています。

認可外保育施設等の保育料が無償化されるためには、新2号認定又は新3号認定が必要になります。認定を受けるためには保護者の保育の必要性の事由が必要です。

1 認定種別

認定種別	認定対象の小学校等就学前子ども	無償化の対象となる施設・事業
新1号認定	・満3歳以上	子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部
新2号認定	・3～5歳（4月1日現在の満年齢） ・保育の必要性がある	幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
新3号認定	・0～2歳（4月1日現在の満年齢） ・保育の必要性がある ・住民税非課税世帯	幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

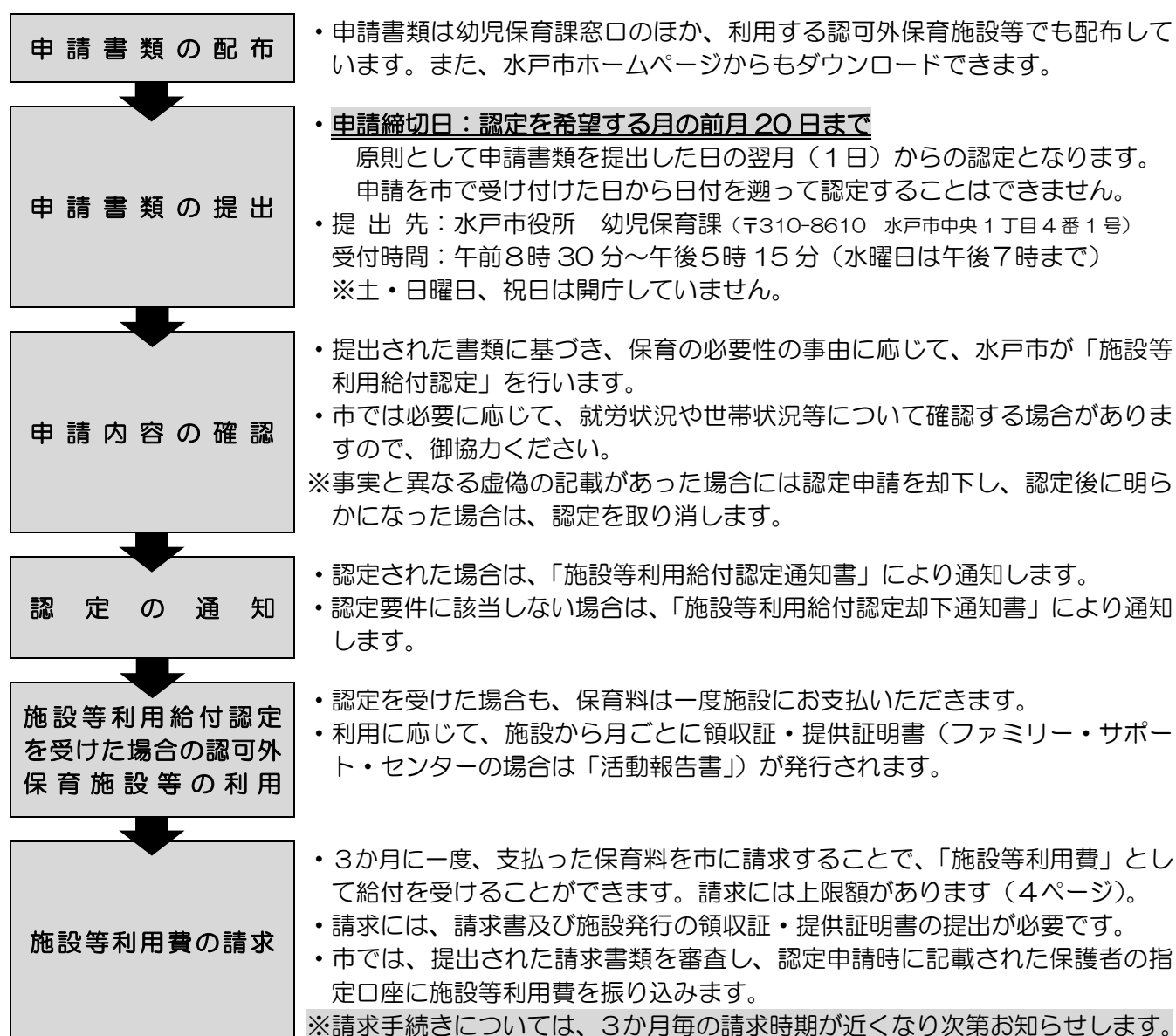
2 認定対象者のフローチャート（新2・3号認定）



3 保育を必要とする事由・認定有効期間等

	保育を必要とする事由	認定の有効期間
①	就労（月 64 時間以上） ※就労の事由で認定を受けている方で、育児休業を取得する場合は、お問合せください。	小学校等就学まで （就労内定や基準（月 64 時間以上）を満たしていない就労の場合は、認定開始日から起算して 90 日を迎える日の属する月の末日まで）
②	妊娠・出産	おおむね産前 2 か月（多胎妊娠の場合は産前 4 か月）から出産日から起算して 8 週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで
③	保護者の疾病・障害	小学校等就学まで
④	同居又は長期入院等している親族の介護・看護（月 64 時間以上）	小学校等就学まで
⑤	災害復旧	小学校等就学まで
⑥	求職活動（起業準備を含む）	認定開始日から起算して 90 日を迎える日の属する月の末日まで
⑦	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	保護者の卒業・修了予定日の属する月の末日まで
⑧	虐待やDVのおそれがあること	小学校等就学まで
⑨	その他、上記に類する状態として市区町村が認める場合	申請内容による

③ 申請から無償化までの流れ



④ 申請に必要な書類

全 員 必 要	(1) 子育てのための施設等利用給付認定申請書（申請児童 1 人につき 1 枚の提出が必要です。） (2) 申請書の保護者欄に記載した「申請保護者名義」の口座の預金通帳等の写し 振込先金融機関名・支店名・口座番号・口座名義が分かるように写しを添付してください。 (3) 保育の必要性を証明する書類（父・母両方の書類が必要です。） ※認定こども園（保育所機能部分）、保育所の利用を申し込んでいる方で、幼児保育課に書類を提出済みの場合は、提出不要な場合がありますので、提出している旨をお申し出ください。 ただし、就労等の状況が変わっている場合は、新たに就労証明書等を提出してください。																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>保育を必要とする事由</th> <th colspan="2">提出が必要な書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①</td> <td rowspan="2">就労 ※認定の基準（月 64 時間以上）を満たしていない就労や、就労内定の場合は、誓約書の提出も必要です。</td> <td>被雇用者</td> <td>就労証明書</td> </tr> <tr> <td>自営・農業</td> <td>就労状況申告書</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>妊娠・出産</td> <td colspan="2">母子健康手帳の写し（表紙及び分娩予定日が記載されたページ）</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>保護者の疾病・障害（ア及びイ）</td> <td colspan="2">ア 申立書 イ 診断書、障害者手帳、療育手帳等の写し（いずれか）</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>介護・看護（ア及びイ）</td> <td colspan="2">ア 申立書 イ 診断書、障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証等の写し（いずれか）</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>災害復旧</td> <td colspan="2">申請内容による</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>求職活動</td> <td colspan="2">誓約書</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑦</td> <td rowspan="2">就学（ア及びイ）</td> <td>ア</td> <td>在学証明書、学生証の写し（いずれか）</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>時間割、カリキュラム（いずれか）</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td colspan="3">①～⑦以外の事由に該当する場合は、お問合せください。</td> </tr> </tbody> </table>				保育を必要とする事由	提出が必要な書類		①	就労 ※認定の基準（月 64 時間以上）を満たしていない就労や、就労内定の場合は、誓約書の提出も必要です。	被雇用者	就労証明書	自営・農業	就労状況申告書	②	妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙及び分娩予定日が記載されたページ）		③	保護者の疾病・障害（ア及びイ）	ア 申立書 イ 診断書、障害者手帳、療育手帳等の写し（いずれか）		④	介護・看護（ア及びイ）	ア 申立書 イ 診断書、障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証等の写し（いずれか）		⑤	災害復旧	申請内容による		⑥	求職活動	誓約書		⑦	就学（ア及びイ）	ア	在学証明書、学生証の写し（いずれか）	イ	時間割、カリキュラム（いずれか）	⑧	①～⑦以外の事由に該当する場合は、お問合せください。		
		保育を必要とする事由	提出が必要な書類																																								
	①	就労 ※認定の基準（月 64 時間以上）を満たしていない就労や、就労内定の場合は、誓約書の提出も必要です。	被雇用者	就労証明書																																							
			自営・農業	就労状況申告書																																							
	②	妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙及び分娩予定日が記載されたページ）																																								
	③	保護者の疾病・障害（ア及びイ）	ア 申立書 イ 診断書、障害者手帳、療育手帳等の写し（いずれか）																																								
	④	介護・看護（ア及びイ）	ア 申立書 イ 診断書、障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証等の写し（いずれか）																																								
	⑤	災害復旧	申請内容による																																								
	⑥	求職活動	誓約書																																								
⑦	就学（ア及びイ）	ア	在学証明書、学生証の写し（いずれか）																																								
		イ	時間割、カリキュラム（いずれか）																																								
⑧	①～⑦以外の事由に該当する場合は、お問合せください。																																										
0 ～ 2 歳 児 が 必 要	(4) 市区町村民税非課税証明書 <table border="1"> <tr> <td>4～8 月分の認定に必要</td> <td>前年度の非課税証明書</td> <td>※前年 1 月 1 日時点で水戸市に住民登録があった方は提出不要です。</td> </tr> <tr> <td>9～3 月分の認定に必要</td> <td>今年度の非課税証明書</td> <td>※今年 1 月 1 日時点で水戸市に住民登録があった方は提出不要です。</td> </tr> </table> 生活保護を受けている方は提出不要です。 家計の主となっている方（生計の中心者）が祖父母や同居の親族等（同住所地で世帯分離している世帯を含む。）と判断される場合や、生計同一の同居人（未婚の場合を含む。）がいる場合、その方も非課税であることが認定の要件となり、その方の書類も必要です。			4～8 月分の認定に必要	前年度の非課税証明書	※前年 1 月 1 日時点で水戸市に住民登録があった方は提出不要です。	9～3 月分の認定に必要	今年度の非課税証明書	※今年 1 月 1 日時点で水戸市に住民登録があった方は提出不要です。																																		
	4～8 月分の認定に必要	前年度の非課税証明書	※前年 1 月 1 日時点で水戸市に住民登録があった方は提出不要です。																																								
	9～3 月分の認定に必要	今年度の非課税証明書	※今年 1 月 1 日時点で水戸市に住民登録があった方は提出不要です。																																								
(5) 生活保護を受けている場合：被保護証明書または受給証の写し（市生活福祉課が発行）																																											
該 当 者 の み 必 要	(6) ひとり親世帯の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯の状況</th> <th>必要な書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>両親が離婚調停中で住所と生計が別の場合</td> <td>調停中であることを証明する書類（裁判所が発行）</td> </tr> <tr> <td>その他の場合 （ア～ウのいずれか）</td> <td>ア 児童扶養手当証書の写し（支給停止の場合は支給停止通知書の写し） ※水戸市から児童扶養手当を受給している場合は、市で確認を行うため、提出不要です。 イ 遺族年金証書の写し ウ 離婚届受理証明書又は戸籍謄本（児童の親権者のもの） ※児童の父母の住民登録が同住所の場合（世帯分離も含む。）は、ひとり親として取扱いません。</td> </tr> </tbody> </table>			世帯の状況	必要な書類	両親が離婚調停中で住所と生計が別の場合	調停中であることを証明する書類（裁判所が発行）	その他の場合 （ア～ウのいずれか）	ア 児童扶養手当証書の写し（支給停止の場合は支給停止通知書の写し） ※水戸市から児童扶養手当を受給している場合は、市で確認を行うため、提出不要です。 イ 遺族年金証書の写し ウ 離婚届受理証明書又は戸籍謄本（児童の親権者のもの） ※児童の父母の住民登録が同住所の場合（世帯分離も含む。）は、ひとり親として取扱いません。																																		
	世帯の状況	必要な書類																																									
両親が離婚調停中で住所と生計が別の場合	調停中であることを証明する書類（裁判所が発行）																																										
その他の場合 （ア～ウのいずれか）	ア 児童扶養手当証書の写し（支給停止の場合は支給停止通知書の写し） ※水戸市から児童扶養手当を受給している場合は、市で確認を行うため、提出不要です。 イ 遺族年金証書の写し ウ 離婚届受理証明書又は戸籍謄本（児童の親権者のもの） ※児童の父母の住民登録が同住所の場合（世帯分離も含む。）は、ひとり親として取扱いません。																																										
(7) 水戸市外に住民登録している保護者がいる場合（単身赴任等）：住民票の写し																																											

書類の発行や準備が間に合わない場合は、幼児保育課に御相談ください。

必要に応じ、追加で書類を提出いただく場合があります。指定する期日までに幼児保育課に御提出ください。

⑤ 認定を受けた後に必要な手続き

施設等利用給付認定（新2号又は新3号認定）を受けた後で、次のような事例に該当した場合は手続きが必要です。確認の上、手続きしてください。なお、表に記載されている事項は代表的な事例です。記載事項以外の事例が生じた場合の手続きや御不明な点については、幼児保育課にお問合せください。

また、年に一度、保育の必要性の事由を確認するために「現況届」の提出が必要です。手続きについては、現況確認の時期が近くなりましたら、市からお知らせします。

【手続き一覧】

事 例		必要な手続き	
		新2号認定	新3号認定
①	求職活動・就労見込・基準（月64時間以上）を満たさない就労で認定を開始した場合	- 認定有効期間は、認定開始日から起算して90日を迎える日の翌日が属する月の月末までです。 - 認定有効期間終了までに基準を満たした就労証明書の提出がない場合は、施設等利用給付認定を取り消します。	
②	保育の必要性の事由がなくなった場合 【例：退職した、疾病が治癒した、等】	- 保育の必要性の事由がなくなった場合は、認定を取り消しますので、幼児保育課に御連絡ください。 <u>保育の必要性の事由がなくなったことを申し出す、施設等利用費を受給したことが判明した場合は、市に返還していただくこととなります。</u>	
③	保育の必要性の事由や状況が変わった場合 【就労先や就労日数・時間が変わった、等】	保育の必要性を証明する書類（3ページ）の提出が必要です。	
④	婚姻・離婚・同居等で世帯構成に変更が生じた場合	手続きが必要な場合がありますので、幼児保育課に御連絡ください。	
⑤	3歳児（4月1日現在の満年齢）になった場合		3歳児になったときは、水戸市が職権により新3号認定から新2号認定に変更します。保護者の方による手続きは不要です。
⑥	新3号認定で非課税から課税世帯になった場合		課税世帯になった場合には、認定を取り消します。幼児保育課に御連絡ください。
⑦	市外に転出する場合 ※現在利用している施設を継続して利用する場合も、手続きが必要です。	- 水戸市の施設等利用給付認定を取り消します。 - 転出後も同一施設・事業所を利用する場合、無償化対象となるためには転出先市町村で新たに施設等利用給付認定を受ける必要があります。	

⑥ 施設等利用給付認定を受けた場合の請求の上限額について

請求の上限額は、利用する全ての認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センターの保育料合わせて新2号認定（3～5歳児）は月額37,000円、新3号認定（0～2歳児）は月額42,000円です。請求できる金額（月額）は次のとおり算出します。

実際に施設・事業所に支払った保育料の合計額	と	月当たりの上限額 新2号認定：37,000円 新3号認定：42,000円	を比較し、 <u>低い方の金額</u> が請求できます。
-----------------------	---	--	------------------------------

※月途中に施設・事業所の利用を開始または終了した場合等、請求上限額が日割りとなることがありますので、該当する方はお問合せください。

お問合せ先	〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市こども部 幼児保育課 入園入所係（☎029-232-9243）
-------	--